

議第91号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年7月22日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「第7項」を「第8項」に改める。

第5条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同項第1号中「（同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供するものに限る。以下この号および次項において「特定第3種特別償却設備」という。）」を削り、「特定第3種特別償却設備に」を「第3種特別償却設備（同法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。次項において「特定第3種特別償却設備」という。）に」に改める。

第6条中「第7項」を「第8項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第8号アおよび第6条の改正規定は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和8年法律第29号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項および第2項の規定は、令和8年4月1日から適用する。